

## 12

## 戦後沖縄の保健・医療行政 その5

— 本土復帰にともなう制度の「一体化」 —

杉山 章子

日本福祉大学

第111回本学会総会では、米軍による沖縄の長期占領期間に保健・医療行政の中核機関として重要な役割を果たした保健所の活動について報告した。本土に比べて医療機関や医療者が乏しい当時の沖縄において、保健所は地域の公衆衛生の拠点として治療までも含む幅広い機能を持ち、その活動の蓄積によって保健・医療行政の基盤が形成されていった。しかし、本土復帰が現実性を帯びてくると、それまで積み重ねられてきた沖縄独自の保健・医療行政は改変を迫られることになった。

今回は、復帰にともなって進められた保健医療制度の本土との「一体化」に焦点をあてる。「一体化」の端緒は、復帰が実現した1972年5月から遡ること4年半、1967年11月に行われた佐藤首相とジョンソン米国大統領の会談にある。この会談で、「施政権が日本に回復されるときに起こるであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的および社会福祉を増進する措置をとる目的で、那覇に琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会を設置する」ことが合意された。

米国、日本、沖縄それぞれ1名の代表と41名の専門職員から成る委員会は、1968年から活動を開始した。1970年には、琉球政府に厚生局復帰対策協議会が設置される。社会保険庁長及び各部の長、本局総務課長及び社会保険庁総務課長並びに民生部民生課長、公衆衛生部衛生課長、医務部医事課長及び社会保険審査委員会事務局長らによって構成された協議会は、社会保障制度の一体化に向けて準備を始めた。

「一体化」とは、一つになって分けられない関係一ひとつの体一になることを指し、そこに至る方法は複数考えられる。二つの制度を統合する方法もあれば、双方のよいところを取り出して合体する手法もあろう。しかし、復帰に向けた「一体化」では、主として沖縄の制度を本土に合わせて改変する方法がとられた。一方が他方を「同化」するスタイルである。

本報告では、この「一体化」の実態を、医療保険制度と専門職の動向を中心に明らかにする。「一体化」作業で使われた「本土なみ」という言葉には、本土と同じ制度に改変することで沖縄の保健・医療をレベルアップするという含意がある。しかし、地域の生活や文化、敗戦後の歴史などに関して沖縄と本土の間に横たわる多くの相違点を考えると、本土への「同化」がストレートに制度の改善につながるとは考えにくい。

今回は、一体化事業の始まる1968年から復帰をへて1970年代初頭までの数年間を対象に、医療保険制度の改変と人々の受療状況、医療専門職の動向などについて、USCAR（琉球列島米国民政府）文書、琉球政府文書、市町村史など公的な資料、日米双方の担当者の記録、実地調査における聞き取り内容などを用いて、①制度改変の過程 ②復帰後の混乱状況 ③制度改変による「改善」と「改悪」 ④「一体化」の諸相 の4つの側面を検討する。

当時の資料には、復帰後の沖縄県で復帰前より極端に悪くなったものとして医療が頻繁に取り上げられ、本土の「優れた」制度が十分に機能しないことへの人々の苛立ち、米軍統治下で磨いた高度な技術が十分に評価されない看護職の苦悩が語られている。その一方で、困難な状況におかれた離島や僻地で、国に依存しない自律的な活動もみられる。

沖縄の医療保険制度が「本土並み」に整備されていくプロセス、実施された際の混乱と問題点、制度によって改善された点と帰って悪くなった点を明らかにし、復帰をめぐる状況を現代的視点で捉えなおす中から、「一体化」が必ずしも「同化」だけで終わらなかった事実にも考察を加える。